

株式会社京葉銀行  
融資部長 國井智之 様

令和元年7月26日

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者市民サポート

検討委員会 委員長 井原 真吾



ご回答のお礼とお願い

冠省

当法人からの令和元年5月10日付「申入れ書」に対し、同年6月19日付「カードローン契約規定の変更について（回答）」において、貴行から「カードローンそっけつくん契約（当座貸越契約）規定」第10条1項⑦を削除するとのことをご回答をいただきました。貴行の早急なご対応に感謝申し上げます。

貴行における対応時期につきましては、2019年10月末日を予定しているとのことですが、当該条文を削除後、「カードローンそっけつくん契約（当座貸越契約）規定」の新しい条文を送っていただけないでしょうか。

お手数をおかけいたしますが、ご送付のほど、よろしくお願いいたします。

不一